



発行所 大阪府農業会議 大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階 電話 直通 06(6941)2701~2 http://www.agri-osaka.or.jp 発行人 中谷 清

八尾市が都市農業振興基本計画 農業施策の本格的展開へ

八尾市(大松桂石市長)は昨年9月に都市農業振興基本計画を策定した。大阪市、交野市、豊中市、守口市に次ぎ府内では5例目。吹田市、高槻市、富田林市、堺市でも策定が検討されており、都市農業振興の機運が高まりつつある。

八尾市は、生産緑地の指定面積が府内で3番目に大きく、保全に向けた取り組みの一つとして、農委・JA大阪中河内との密接な連携により都市農地の賃借の円滑化に関する法律で17件(令和3年末時点)の賃借に至っている。また、市内農地の有効利用策として市独自の農地バンク制度も推進。計画は、こうした都市農地の保全等を図りながら都市農業の振興を一層進めることを目的に策定された。

合・調和を図る形で8年間を目標とした都市農業振興を定めたもの。中間年度の令和6年度には必要に応じて見直しを行う。計画は、策定の基本的な考え方から始まり、行政の動向や八尾市農業の現状や基本データなどに触れ、国の基本計画で規定される都市農業の多面的機能の項目ごとに現在の取り組み内容を整理した上で、将来像と今後の取り組みをとりまとめる構成。取り組みは①担い手の確保、②土地の確保、③農業施策の本格展開、④これら3施策の推進体制整備の4つに分類されている。これらについて、農委や府、

JAをはじめとした関係機関や、農業者、団体、企業、市民等と連携して計画の実現を目指す。農業委員・市民の意見随所に 令和2年度に開かれた計画策定審議会では、市農業委員会からは齊藤農委会長や森川委員、消費者代表で中立委員の中浜委員、府・市・JA職員など8人の審議会委員から様々な意見が寄せられた。新たな担い手の確保、生産者と消費者の連携、学校給食への地元野菜の提供などはこうした意見が反映された内容だ。

また、令和元年度市民意識調査によると、市内農地について市民が最も期待しているのが「新鮮な農産物が購入できること」であり、生産者の顔が見え

年金の受け取りはJAで 主な記事: 人・農地プランが法定化(2面)、農委の意向把握等説明(3面)、なにわ農業賞受賞者、府南部部長を表彰訪問(4面)

Instagram #八尾若ごぼう2022 若ごぼうの魅力発信で えだまめプレゼント 八尾市農業啓発推進協議会は、八尾若ごぼうに関する写真をInstagramに投稿した人の中から抽選で、市のもうひとつの特産物である八尾えだまめをプレゼントするキャンペーンを実施。応募期限は3月31日となっている。コロナ禍の直売イベント等の中止を踏まえた新たなPR策の一つだ。(沼田)

る直売所等の支援にも注力する。産地としての魅力創造へ 市担当者は、計画の推進を通して「八尾産」の表示で消費者から選んでもらえるようなブランド化や、新規参入者に八尾での就農を希望してもらえようような農業者支援に力を入れたい」と説明。都市農業の特色が表れた取り組み内容であると同時に、農業振興の側面をあわせて、中長期的な推進を図る。

風速計 このほど、総務省により過疎地域に指定される自治体が全国で5割を超えることがわかった ◆東京一極集中を是正し地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体を活性化するため、平成26年に発表された「地方創生」。KPI(重要実績評価指標)やPDCAサイクル(計画↓実行↓評価↓改善)などの進捗管理も今回の発表を見る限り奏功せず ◆出生率はともかく、過疎化が「東京圏への人口流入に起因する」とまで分析しているのに残念だ。根源的な問題の解決を避けているとしか思えない。肝は首都機能の地方圏移転ではないか。それは国会と大学の地方移転でもある。ポストコロナで「人流は地方へ」「大都市一極集中から分散型の小規模都市へ」と専門家。それが本当ならありがたい ◆大寒も今月3日まで。禍い転じて福となるか。「節分や鬼もくすしも草の戸へ 虚子」(鈴木)

人・農地プランが法定化 今国会で基盤法改正見込み

農水省ではこのほど、人・農地など関連施策の見直しに向け、人・農地プランの法定化を柱とする農業経営基盤強化促進法をはじめとした関係法の改正を進めている。今通常国会中の改正となる見込みだ。

改正法では、10年後に目指すべき農地利用の姿である「目標地図」の原案作成を農業委員会が担うことを想定。これについては、農林水産省が1月11日から18日にかけて全国180の農業委員会を対象に実施したヒアリングで、農業委員会の現体制では大きな負担になることを懸念する声が多数寄せられた。

今回の改正では、人・農地プランが市町村の策定するマスタープランとして農業経営基盤強化促進法上に位置付けられる。策定にあたって、市町村は既存の地域協議会等の場で、地域農業者の他、農業委員会をはじめ農地中間管理機構、JA、土地改良区等とともに地域農業を将来どのように振興していくのか協議する。

これを踏まえて、市町村は地域の将来の農業のあり方、将来の農地利用等を盛り込んだ人・農地プランを策定する。

農委は「目標地図」原案作成

農業委員会の「目標地図」作

成にあたっては、eMAFF地図（現在の農地ナビ）等を活用し、地域内の農地の出し手・受け手等の情報を収集し、「現状地図」を作成。

この現状地図を基にして、農業委員会が市町村、農地中間管理機構等と協力しながら、将来の農地利用を地図上に色分けして落とし込んだものが目標地図の原案となる。出し手と受け手の利用調整は農業委員会委員が事務局の支援を受けながら行う。

令和4年度を周知期間、令和5年度からの2年間を作成期間とし計3年間の準備期間を経て、プラン完成は令和7年度以降を想定している。

府内農委、都市部の実情など意見

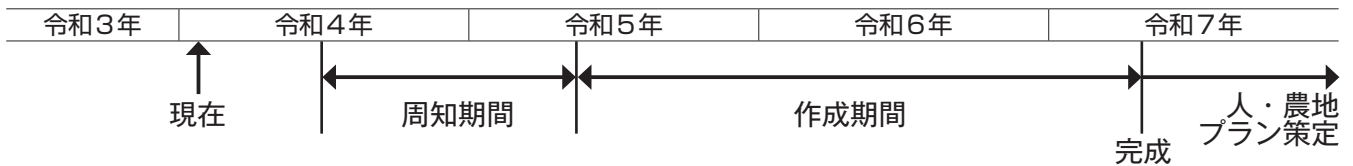
農林水産省が1月11日から18日にかけて実施したヒアリングには、大阪からは、12日に太子町、千早赤阪村、富田林市農委が、18日に熊取町農委がそれぞれ出席した。

府内の農業委員会からは、「委員の大きな負担にならず現実的に取り組める内容とすること」や「大阪や東京のような都市地域の実情に応じた弾力的な進め方を行い、十分な施策が実施できるような配慮すること」などの意見が挙げられたほか、「農地を個人資産として捉え、地域農地の保全という観点で課題意識を持つ者が少ない地域もあり、合意形成に苦慮した」などといった都市部の実態を訴える意見も農水省に対して寄せられた。

(沼田)

目標地図作成の流れ

※令和4年1月6日時点の農水省の資料をもとに作成

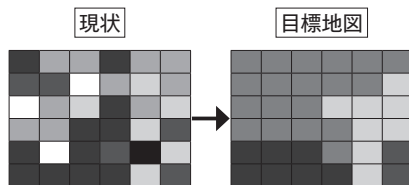


目標地図の作成手順

- ◇農業委員会が収集した出し手・受け手の意向を反映させた現状地図を基に作成
- 出し手・受け手との調整は委員が実施（事務局は調整をサポート）
- 農地中間管理機構等から、地域外の受け手候補の情報等を農業委員会に提供
- 現状地図を基に、市町村・農地中間管理機構と協力して目標地図の原案を作成

10年後の目標地図

- ◇10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な利用の姿を明確化する地図を作成
- 市町村は10年後に目指すべき農地利用の姿を明確化する地図を作成
- 一筆毎に耕作者を貼り付け
- 最終的な合意が得られない場合は、作成後も随時調整・反映



人・農地プラン

- ◇地域農業の将来の姿を徹底して話し合った上で市町村が作成
- 下記の点を踏まえて、地域の農業の将来の姿について徹底して話し合う
 - ①地域の所得向上の観点から、どのような作物を生産するか
 - ②今後も農地として利用するエリアをどう設定するか
 - ③どのように集約化等を進めてどのように利用する姿を描くか

農委の意向把握等を説明

緊急農委担当者会議

農業会議は昨年12月17日、大阪市・プリムローズ大阪で緊急市町村農業委員業務担当者会議を開いた。全国農業会議所が12月に全国の農業委員会を対象に実施した「農地の所有者等への意向把握に関するアンケート調査」を踏まえた会議で、農業委員会や大阪府の担当者など47人が出席した。

多岐に渡る最適化活動を記録

富田林市農委

同調査は、農業委員会が農地等の出し手と受け手の意向等を把握することを前提とし、その実施頻度や委員・事務局がどういった項目について意向把握を行えるかを調査した。当日は、全国農業会議所の山村事務局長代理から同調査に関連し、農水省から発出が予定されている委員の活動記録に関する経営局長通知など今後の農政と農業委員会制度を巡る情勢について情勢報告を行った。

また、府農政室からは、人・農地プランと一体で取り組まれる農空間づくりプランの推進について説明。あわせて、次年度から委員にタブレットの配布が予定され、出し手と受け手の意向把握への活用も想定されている。

富田林市農業委員会（中谷清会長）では、令和2年から委員活動を記録している。当時、農業委員会法改正5年後見直しを見据え、農委活動の見える化が必要という考えのもと取り組みを開始した。

補助金についての説明も行われた。説明終了後の質疑応答では、参加者から農業委員会が意向把握を行うことについての法令上での位置づけの確認や、「月1

委員から提出されたものを事務局でエクセルの集計様式に記録している。

活動実績のうち多くを占めるのが「農地法案件に係る現地確認」や「遊休農地の発生防止」だが、同市では、地区の集落座談会を順次実施して農地利用の

回など短すぎる間隔で意向調査を行うのは困難で、その期間中に直ちに所有者の意向が変わるとは考え難い、「タブレットを活用した意向調査を前提とせず、紙媒体でも支障なく実施が可能

合意形成を図っているほか、市として今年度から新規就農希望者などの育成を目的に取り組んでいる「富田林市きらめき農業塾」に関わる委員もいるなど、最適化活動は多岐に渡っている。

日々の活動を細かに記録している委員がいる一方で、集計される実績以外にも地道な活動に取り組んでいる委員もいる。今後はそのような潜在的な活動を更に見える化することが課題と

なる。事務局は、「委員の多くが農業者として日々忙しい中で取り組んでいる。出来れば更に手軽に集計できる仕組みにしていきたい」とし、活動目標の設定及び成果の計上については、「狭小な農地が点在する地域もあり、集積面積などの実績に偏重した評価の仕組みは大阪では難しい」と話す。

止になったことや、これまで水田協で議論してきた経過を踏まえ、4年産においても府は市町村に対し米の生産数量目標に代わる指標は示さないとする考え方を踏襲している。これらは水田協の来年度事業計画案に盛り込まれる予定。

(北川)

水田協部会

産地交付金の 変更点など協議

大阪府水田農業推進協議会の米政策改革推進部会が昨年12月28日、大阪市内・JA大阪センタービルで開かれた。部会では、令和3年度「大阪府水田収益力強化ビジョン」（産

地交付金）の変更や、米政策の推進状況などについて報告があった。協議事項は、①4年度産地交付金のメニュー、②4年産に向けた需要に応じた生産・販売の考え方（大阪府）の2点。①は、「地域振興作物の推進」において面積拡大要件をなくしたことなどが主な変更点となっている。②については、平成30年産米より行政による生産数量目標の配分と米の直接支払交付金が廃



農地利用状況調査

柏原市農業委員会（文能啓志会長）では、11～12月にかけて、市内8ブロックに分けて農地パトロールを実施。初日の11月16日は、文能会長、委員2人、事務局職員2人の計5人で、市街化区

今後も見据えた制度周知を

柏原市農委

域の本郷・古町・大正・法善寺・平野地区の遊休農地を重点的に調査した。

これらの地区は市街化が進み、住宅が立ち並んでおり、住宅街の中に農地が点在する。調査した農地のうち、大半は生産緑地に指定されている。

また、生産緑地に追加指定された農地は、市の指定の下限面積要件が緩和されたことで指定

が可能となったもの。「小規模な農地が多いため、営農意欲のある農家の一助となっている」と十分耕作されている農地を前に、委員から説明があった。

市では、約39軒ある平成4年度指定の生産緑地のうち、約9割が特定生産緑地指定申請を行っている。その反面、特定生産緑地指定の申請をせず、買取申し出を希望する所有者も。

文能会長は「特定生産緑地は10年ごとの更新のため、今後、周辺の所有者が追従して、転用が相次ぐのではと懸念される。

耕作できないならば、貸借という手段もある。今後を見据え、より一層、都市農地の貸借の円滑化に関する法律等の生産緑地に関する法律制度等の周知を図ってほしい」と話す。

（中島）



遊休農地を前に、活用について協議が行われた（柏原市）

なにわ農業賞受賞者 府・南部部長へ表敬訪問 コロナ禍の経営等で意見交換



前列が受賞者。左から倉本氏、辻氏、乾氏。岸和田市・樋口氏は当日欠席（右上）

第22回なにわ農業賞の受賞者が昨年12月23日、府環境農林水産部の南部部長を表敬訪問した。農業会議の中谷会長、橋長副会長、勝間副会長と鈴木専務理事、J A 大阪中央会からは岸本会長となにわ農業賞審査委員長を務めた津塩専務理事が同席した。

冒頭、中谷会長は、「毎年開催する農業委員会大会で受賞者に集まっていたく予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、今年も大会を開催できなかったため、大阪府の協力を得て、このような場を設定させていただいた」と挨拶。

南部部長は、「コロナ禍で、

テレワーク×農業、消費者の高級食材志向、など新しい価値観も生まれた。皆さまには、こういったチャンスをつかえて、大阪農業を引き続き、牽引して欲しい」と受賞者へエールを送った。

その後の懇談では、一昨年から続く新型コロナウイルスの影響等が話題に上がった。

経営体からは、「野菜の価格が下落し、年明けも低迷が続いているため、苦労している。安定した価格で販売できる作物の紹介等、支援をお願いしたい」と不安を示す一方で、「経営が安定してきたら、後継者の育成にも取り組みたい」と今後の抱負についても声が上がった。（中島）

各地で農業委員研修

各地で農業委員会委員研修会が開かれた。農業会議事務局が出席した研修は次の通り。（①開催日、②場所、③出席者）

- 泉南市（中野吉次会長）
- ①1月6日、②同市役所、③北川次長兼総務課長兼農政課長
- 大東市（橋本順昭会長）
- ①1月6日、②同市立市民会館、③鈴木専務理事兼事務局長



解消困難な事情の対策へ

阪南市農委



このほど解消した遊休農地を確認 (阪南市)

阪南市農業委員会(相良修一郎会長)は、昨年11月8日から19日にかけて農地パトロールを実施。17日には相良会長と推進委員1人、事務局1人で石田地区の農地パトロールを実施した。同地区には、集団的に農地が残っているエリアが数カ所あ

り、その中の一部農地が遊休化すると近隣で耕作される農地にも悪影響があり、速やかな解消が求められる。この日の巡回でも昨年まで遊休化していたが、解消した事例がいくつか確認された。一方で進入路がない、不整形などといった条件で効率的な利用が難しいと思われる遊休農地もあり、「他地域でもほ場整備が進まない」と解消が難しい遊休農地は少なくない。「年々担い

手が減少しているが、農業で生計が立てられなければ若い担い手は集まらない」と遊休化の要因となっている状況を憂慮する。相良会長は、「遊休農地は個々にその要因となる事情があり、中には耕作再開が困難な例もある。解消に向けては、シルバー人材センターなど外部委託してでも保全管理に繋げていく必要がある」と話す。

(沼田)



1筆ごとに所有者の状況を共有しながら確認した (泉大津市)

東野地区では昨年植え付けた稲もそのままに雑草が繁茂している農地を確認。地元委員によると、所有者は相続もあり、一昨年にトビイロウンカの被害にもあったことから営農意欲を失い放置しているとのことであり、

休農地増加が懸念され、策については、「今後の対応については、今後も遊



雨の中、稲が刈り取られないまま遊休化が進む農地を確認 (大阪狭山市)

中には一見すると雑草が繁茂

田村) 村田職務代理は「作業委託等を活用して農地を適正に管理している所有者もいる。近年は生産緑地をめぐる法制度も大きく変わり選択肢が増えたので、農地的利用が継続されることを期待したい」と話した。

委員全員でパトロール

大阪狭山市農委

大阪狭山市農業委員会(上田幸男会長)は、12月7日に委員全員(14人)による農地パトロールを行った。各地区委員による農地パトロール(農地利用状況調査)の結果、特に課題があると思われる遊休農地について、委員全員で再度確認を毎年1回行うもので、今年も東野地区、池之原地区で行われた。

上田会長は、「本市は、農業委員が少なく、サラリーマンを定年後、農業を継ぐ者が多い。しかし、その後農地を相続しても農業を続ける者が少なくなってきた」と市内の

農業委員会としては、何とか農地所有者と連絡を取りコミュニケーションを密にして遊休農地の発生防止・解消を図りたい」と話した。

同市は全域が市街化区域に指定されており、農地は住宅街に点在している。「規模は小さいが、残された農地は良好に管理されている」と委員が話す。所有者が耕作できない場合にも作業委託や市民農園の開設により継続的に農地的利用がなされていた。

パトロールでは一筆毎に昨年からの変化を確認するとともに、所有者に会う度に本人や家族の近況を確認し、営農のアドバイスをするなどした。

農業委員会としては引き続き指導していくこととした。

また、池之原地区においては長期の遊休農地を確認。こちらも相続があり、市外に住む相続人と連絡が取れず、意向把握のアンケートを送っても回答が得られない状況であり引き続き文書等で指導していくことにした。

一斉パトロールを実施

泉大津市農委

泉大津市農業委員会(北島政夫会長)では11月25日、5班に分かれて管内農地の一斉パトロールを実施。農業会議が同行した豊中・条南地域では村田職務代理をはじめ委員3人、事務局1人で利用状況を調査した。

していると感じるが、自然農法により農作物が栽培されている

物流改革・リースを研修

農業経営改善研修会

農業会議と府農業経営者会議、府農業法人協会は12月17日、大阪市内で農業経営改善研修会を開催。講演①は「農業流通支援の取組」を株式会社農業流通支援の村山修代表が、講演②は「農業経営におけるリースの基礎知識」をJ A三井リース株式会社の中島集介氏が説明した。

(講演①要旨)

コンビニに飲料水が並ぶまでには13回積み下ろしされ、販売

額の22%の運送コストがかかっている。運送業界も人手不足の中、この状態は効率が悪い。以前お台場のコンビニ各社の協力を得て共同配送の実証実験を行ったところ、21台走っていたトラックを5台に効率化できた。青果物は運送コストが33%で、地方から店に並ぶまでにJ A、市場、仲卸、加工所、小売などを経ている。経路地点が増えれば時間もかかり、鮮度も落ちる

ため、これを何とか出来ないかと畑からスーパーに直接配送する取り組みをしている。物流を効率化して配送コストを下げるということは、青果物の生産原価を下げることもあり、今後の大阪での展開にも期待してほしい。

(講演②要旨)

「リースは割高」との先入観は間違いで、リース料金には本体価格、金利・手数料の他、償却資産税・軽自動車税、保険料も含まれている。納税や保険の事務手続きも全てリース会社が

行うため、事務の外部委託と考え、自分で行った場合の手間等も含めて、本当に割高なのか検討してもらいたい。

リースの対象となるのは農業に必要なあらゆる物件。一旦リース会社が買い取ることにな

るが、購入先は日頃付き合っている農機業者も選択可能で、リース期間も自由度は高い。現在はリース期間終了後に商品を購入することもできる。

レンタル、ローンに加えリースも農業経営の選択肢の一つとなり得るものだ。(田村)

経営者会議役員会・法人協会合

府農業経営者会議と府農業法人協会は昨年12月17日、1月14日の両日、大阪市内で役員会、会合を合同で開催。

議事では2月末に開催予定の第51回総会の開催方法・議事について協議した他、府農業経営者会議の50周年記念式典の開催方法等について話し合った。(田村)

なにわ農業賞受賞者紹介65

より消費者に近い生産者をめざす

和泉市 式森彦人さん

「ミカンの美味しさにこだわっています」と話すのは、平

成23年に「なにわ農業賞」を受賞した式森彦人さん(66)。和泉市仏並町で柑橘類等約3畝を栽培する四季盛農園を営んでいる。

ミカン栽培は式森さんの祖父が始め、3代120年以上の歴史がある。なにわ農業賞の受賞後、積極的に品種を導入し、現在では9月下旬からの極早生温州にはじまり、年明けの貯蔵温州を主力品目に、中晩柑類、貯蔵

まだまだ意気軒昂な式森さん



レモン、5月の甘夏出荷まで、品種や貯蔵技術を活用して長期間の出荷を行っている。減農薬・減化学肥料栽培にも取り組む、環境にやさしい安全安心な農産物作りを実践しており、レモンは大阪府のエコ農産物の認証を受けている。

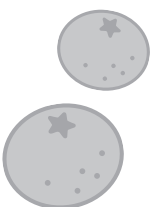
式森さんによると、ミカンは生育中にややストレスを与えることで一層味が良くなるそうで、灌水や施肥に関しても独自の工夫があるようだ。

近年、気候温暖化に伴い、夏期の高温により九州や四国といった西南暖地では、ミカンの品質低下が問題となっている。一方、当地のような山間地では、

標高がやや高いことから昼夜温度差が大きくなり、従来より糖度が上がり酸とのバランスの良

い、いわゆるコクのある美味しいミカンに仕上がるようになったとのこと。販路については、なにわ農業賞の受賞以前から取り組むミカンのオーナー制度のほか、現在は、近隣の直売所や宅配、スーパーや百貨店からの引き合いに対応している。また、式森さん自身対面販売が好きなこともあり、各種イベント等に出向いて販売することも。消費者にアピールできる機会も増え、商品の反応がダイレクトに返ってくるのが面白いそうだ。

地元の和泉農業担い手塾の講師や新規就農者への技術指導のほか、平成27年には、農業月刊誌「現代農業」の1月号から9月号までミカン栽培技術記事を連載。さらに、平成30年に大阪府農の匠に認定され、令和2年には和泉市農業委員に任命されるなど、公私ともに多忙な日々を過ごす式森さんだが、「ミカン農家も面白い時代がきたと感じている」と笑顔で語る。(光崎)



今後の最適化活動等を報告

第37回理事会

農業会議は1月18日、J A バンク大阪信連事務センターで第37回理事会を開催した。

報告事項に
おいて、今後の農地利用最適化の活動及び人・農地関連施策の見直し等、農業委員会を巡る情勢について報告。

農地利用最適化の活動について、農水省経営局長通知が発出される予定。農委には地域の実情に応じて意欲的な目標を設定し、点検・評価を行うことが求められる。

農地利用最適化の活動については、今後、農水省経営局長通知が発出される予定。農委には地域の実情に応じて意欲的な目標を設定し、点検・評価を行うことが求められる。

人・農地関連施策の見直しでは、今通常国会で「人・農地プラン」の法定化を柱とする農業経営基盤強化促進法等の改正案が上程予定。農委には農家の意向把握や地域農業の将来像を示

す「目標地図」の作成において、重要な役割を果たすことが期待される。
その他、常設審議委員会の運営について、上程された議案説明の改善等を報告した。(中島)

第70回常設審議委員会

農業会議は1月18日、第70回常設審議委員会をJ A バンク大阪信連事務センターで開いた。

第1号議案の農地法第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件(堺市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、枚方市、大東

市、四條畷市、交野市農業委員会会長)19件(3万735平方メートル)を許可やむを得ないと認め、回答することを議決した。

出席委員からは、転用する農地の賃貸を社会福祉法人が行う5条案件でその経過について質問があった。これについて、グループホームを建設する予定で

あったが、建築確認が下りずに事業が実施されなかった農地であり、法人の定款を変更し不動産賃貸を明記し転用許可申請に至った旨の回答があった。

また、障がい者就労施設への転用案件において、ビニールハウスとして利用する部分の農地転用の可否について質問があった。

府農の成長産業化推進会議は、農業者や農業関連ビジネスに取り組む法人・個人のビジネスプランのコンテストとして、「おおさかアグリイノベーションングラプリ」を実施する。農の成長産業化の推進、足腰の強い農業経営の実現を図る「大阪農業イノベーション推進事業」の一環だ。

農地法解説⑨

転用許可の留意点 ～「一般基準」ほか～

農地転用許可にあたっては、農地転用の確実性や周辺農地等への被害防除措置の妥当性などを審査し、土地の効率的な利用の確保という観点(＝一般基準)の判断が必要となる。今回は、昨年10月11日の農地法研修会で特に留意が必要であると府担当者が説明した項目を整理した。

通常の規模、農地の形状、周辺の土地利用の状況などを考慮し、転用目的実現のために申請の面積が必要であるかどうかを判断する。利用計画書・計画図において、例えば露天資材置場では、どの位置にどの規模の資材を配置するのか等まで具体的に示した状態での提出が求められる。

あわせて一時転用に係る事業が完了した後に耕作が確実に再開されることを確認できる計画になっているかに留意する必要がある。

住宅の用に供される土地の造成のみを目的とする農地転用は原則禁止されている。しかし、建築条件付売買予定地は例外的に転用が認められ、土地購入者と建設業者との間に一定期間内に建築請負契約が成立すること

を担保するための必要書類、許可時に付す意見等について農水省の通知を参照の上、取り扱いに留意していただきたい。

○計画面積の妥当性

転用事業の内容、類似施設の

○一時転用の取扱いについて

一時転用については、事業実施に必要な期間を十分に吟味し、

○農地集積への支障の有無

地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合には転用が認められない旨の規定がある。令和元年5月24日の農地法改正で農業上の効率的かつ総合的な利用確保のために追加された項目であり、確認の徹底が求められる。

造成のみの転用は原則不可
建築条件付売買予定地に例外

令和3年度のテーマは、「農業分野からのSDGs達成への貢献」。上位に入賞すると最大100万円のプラン実現資金が贈呈される。その他の入賞者も協賛企業から資金や技術等の提供を受けることができる。
最終選考の2月20日(日)は予選を勝ち抜いた全8件のプランを審査予定。オンライン配信サービス「Zoomウェビナー」から視聴可能で、視聴者はインターネット投票で受賞者選考に参加することができる。(沼田)

農業関連プランを審査 2月20日に最終選考

府農の成長産業化推進会議は、農業者や農業関連ビジネスに取り組む法人・個人のビジネスプランのコンテストとして、「おおさかアグリイノベーションングラプリ」を実施する。農の成長産業化の推進、足腰の強い農業経営の実現を図る「大阪農業イノベーション推進事業」の一環だ。

1月15日は「Jたかづき」

北摂・南河内産いちごをPR

1月15日、「1(いいい)1(いい)5(いい)」の語呂にあわせて、北摂、南河内で生産されるいちごのPRイベントが開かれた。

北摂では、「いちご祭り」として、現在14戸のハウスいちご農家で構成される「北摂いちご生産者の会」と府北部農と緑の総合事務所の連携により、管内

の直売所・観光農園等でのほり・ポスターとともに「紅ほっぺ」や「おいCベリー」等の新鮮ないちごの直売や限定商品の販売などを行った。

南河内では、富田林市農業公園サバーファームで南河内いちごを使用した「親子ケーキ作り教室」を開催。参加した親子は

朝採りのいちごをふんだんに使った贅沢なホールケーキを作った。そのほか、農産物直売所、道の駅など14店舗でのいちごの直売が行われた。

いちご新規就農者の育成と販売促進を目的とした「南河内いちごの楽園プロジェクト」は、今年度で5年目を迎え、農業普及活動高度化全国研究大会で全国優良8事例に選出。いちごを核とした地域活性化の取り組み

これ以上増産することは簡単ではなかった。

さらに少し過去から振り返ると、北海道内の乳業メーカーは酪農業界と一体となり、輸入品との競合が激しいバターや脱脂粉乳から、時間をかけて生クリームや濃縮乳という需要を開

年末に北海道で生乳が5000ト廃棄される可能性があると、年々ニューズが駆け巡った。年末年始に学校給食用牛乳の需要がなくなるのが直接的な原因だと報道された。

だが、年末年始に学校が休みになるのは今回だけのことでない。ではなぜ今回このような事態が予想されたのだろうか。

コロナ禍による需要の減退、というのが報道などでよく目にした理由だが、実はいくつかの要因が複雑に絡んだ結果だった。

一つは、報道のようにコロナ禍による外食を中心とした様々な製品の原料となるバターや脱脂粉



「共感」でつながる生産と消費
北海道大学大学院農学研究院

准教授 小林 国之

の臨時休校要請の際は、バターや脱脂粉乳を製造することで乗り切ったのである。昨年末もそうすれば良かったのではないかと、

という声もあるが、実はこの間の需要減退によってすでに大量の在庫が積み上がっていたため、

拓し、それに合わせて工場もシフトしてきた。そのため簡単に一日あたり処理能力を増やすことも出来なかった。

もう一つの要因は生産現場である。日本の生乳生産量はずっと減少してきた。ピーク時の1

として高く評価された。両地域とも、事前周知の甲斐もあり開店から多くの客が訪れ、特設スペースいっぱいに並べられたいちごが僅か10分で完売した直売所もあるなど、多くの反響があったようだ。

府担当者は、「いずれの地域もいちご産地としての中長期的な成長を目指して取り組んでいる。今後も府民向けのイベント等を展開して、大阪産(もん)

990年代には850万ト程度であった生産量は一貫して減少し2018年には728万トまで減少した。そうした中で、北海道はその減少を補うべく生産量の増加に取り組んできた。国の補助事業の後押しも受けて、減りゆく酪農家戸数を残った農家の規模拡大が補った。そうした規模拡大がいよいよ成果を上げてきたのがこのタイミングだったのである。

また、いつもなら夏場には暑さによって生乳生産量が減少するのだが、去年は夏場の生産減も例年より少なかった。こうした事態が重なって、秋口ころから生乳余りが予想されていた。

今回は、多くの国民の皆さんの「共感」によって廃棄を回避することが出来たが実は3月の

いちごの更なる周知に努めた」と話す。(沼田)



当日は朝から地場産の新鮮ないちごを求めて客が訪れた(JAたかづき農風館)

春休みの時期にも余剰の発生が予想されている。北海道の酪農場でも増産抑制に一九となつて取り組んでいるが、事態は予断を許さない。再び国民にお願いをすることになるかもしれない。だが、お願いも2回目になれば「またか」という思いを抱く方も少なくないだろう。それは仕方のないことである。酪農の現場が出来ることは、「国民の皆さんにこれからも共感を持ってもらえる酪農」とはなにか、ということを自問し続けることではないだろうか。

◇筆者の紹介(こばやしくにゆき)

1975年北海道生まれ。2016年から現職。主な研究内容は、農村振興に関する社会経済的研究として、新たな農村振興のためのネットワーク組織や協同組合などの非営利組織、新規参入・後継者が地域社会に与える影響など。